

東局徵徵 2 - 3
令和 3 年 2 月 12 日

東京国税局間税会連合会
会長 片岡 直公 殿

東京国税局 徵収部
徵収課長 徳竹 直美

猶予制度に関する周知のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、特例猶予につきましては、令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税を対象としており、申請期限も令和 3 年 2 月 1 日までとなっていました。

(注) 申請期限までに申請書を提出することができないことについて、やむを得ない事情がある場合には、柔軟に取り扱っていくこととしております。

また、2月2日以降に納期限が到来する国税についても、期限までに納付が困難な方には、税務署において所定の審査を行った上で、他の猶予制度を適用できる場合があります。

貴連合会におかれましては、国税の納付が困難な場合には所轄の税務署（徵収部門）へ早めにご相談いただくことについて、会員の皆様に対し、別紙のリーフレットを活用して、会議・研修等の場や貴連合会のホームページ・広報誌への掲載などを通じ、広く周知していくようお願いいたします。

また、猶予の申請に当たっては、極力、電子申請（e-Tax）又は郵送によるご対応の周知をお願いいたします。

これらの点につきまして、税務署から各単位会へ、同趣旨のお願いをさせていただく場合がありますので、その旨併せて周知していただくよう、宜しくお願ひ申し上げます。

(ご参考) 別紙リーフレットの国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められる）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 紳税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 紳税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。
(注) 通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ 郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Taxをご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら



整理番号



税務署長殿

〔納税換価〕の猶予申請書

国税通則法第46条第1項第1号(第5号の場合、第1号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()					① 申請年月日	令和 年 月 日	
	氏名 名称						※ 税務署長印	送信日付印	
納付すべき国税	法人番号						申請番号		
	年度	税目	納期限	本 税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
						"		"	
						"		"	
合 計		イ	ロ	ハ ハ	二	ホ "			
②イ～ホの合計	円		③現在納付可能資金額	円		④猶予を受けようとする金額 (②-③)	円		

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細					
	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :				

⑤ 納付計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「取支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶 予 期 間	令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 まで	月 間
---------	---------------------------	-----

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
 換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担 保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	
<input type="checkbox"/> 無			

税理士 署名	(電話番号 - - -)
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

東京 税務署長殿		(納税 換価) の 猶 予 申 請 書		申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。			
国税通則法第46条第1項第1号(第5号の場合、第1号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。							
申請者	住所 所在地 ○○市△△町×-×-× 電話番号 ○○○(△△△)×××× 携帯電話 ○○○(△△△△)×××			① 申請年月日 令和〇年4月20日			
	氏名 名称 国税 太郎			② 還債日付印 申請書番号 処理年月日			
納付すべき国税	法人番号						
	年度 令〇	税目 消費税及び 地方消費税	納期限 ○・3・31	本税 250,000	加算税 —		
					延滞税 要		
		猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。					
						すぐに納付できる金額(「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額(A)」欄の金額)を記載してください。	
		合計 ②イ～ホの合計	250,000	円	0	円 ④猶予を受けようとする金額 (②-③) 250,000	
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記							
一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。 取引先からの入金を全て国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。 猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :					「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄の計画を記載してください。 すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。	
⑤納付計画	年月日 令和〇. 4. 30	納付金額 0円	年月日 令和〇. 8. 31	納付金額 0円	年月日 令和〇. 12. 31	納付金額 10,000円	各月の納付金額の合計額は、「④猶予を受けようとする金額」に一致します。
	令和〇. 5. 31	0円	令和〇. 9. 30	40,000円	令和△. 1. 31	80,000円	
	令和〇. 6. 30	0円	令和〇. 10. 31	0円	令和△. 2. 28	70,000円	
	令和〇. 7. 31	0円	令和〇. 11. 30	0円	令和△. 3. 31	50,000円 +延滞税	
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記							
猶予期間 令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで		12ヶ月間					
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由 換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期						猶予期間は 1年以内 です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。 猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。	
担保 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情		担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、 担保は不要 となります。 ※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 書き方が分からぬ場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。 ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。 ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。 ・ 今後(2か月程度)地方税や社会保険料などの猶予の申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。 その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。 							